

広島市水道局競争入札参加条件選定委員会設置要領

(平成8年4月1日制定・令和7年3月28日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市水道局競争入札参加条件選定委員会規程（昭和44年4月1日施行）第3条、第4条及び第7条の規定、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行）第35条第2項の規定、広島市水道局建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成26年9月1日施行）第37条第2項の規定及び広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第11条第2項の規定に基づき、広島市水道局競争入札参加条件選定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札に係る標準的な入札参加条件の設定その他必要な事項の検討に関すること。
- (2) 次の案件に係る競争入札参加条件の設定又は入札参加者の選考に関すること。
 - ア 1件当たりの設計金額が400万円を超える建設工事
 - イ 1件当たりの予定価格が1,000万円以上の建設コンサルタント業務等
 - ウ 1件当たりの予定価格が1,000万円以上の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに委託業務（建設コンサルタント業務等を除く。以下「委託業務等」という。）
 - エ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける契約（以下「特定調達契約」という。）
- (3) 前号の適用を受ける案件に係る入札参加申請者の入札参加資格の有無の確認については、当該案件の担当課長が特に必要と認めるとき委員会に諮る。
- (4) 次の案件に係る特命随意契約の採用に関すること。
 - ア 1件当たりの設計金額が100万円以上の個々の建設工事及び1件当たりの予定価格が100万円以上の個々の建設コンサルタント業務等。ただし、緊急に発注を要する応急復旧工事に係る契約事務の特例の適用を受けたもの及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」という。）第21条の13第1項第8号又は第9号に該当するものを除くものとする。
 - イ 1件当たりの予定価格が広島市水道局契約規程第24条の2の規定で随意契約ができる金額を超える個々の委託業務等。ただし、施行令第21条の13第1項第2号、第6号若しくは第7号、又は特例政令第11条第1号から第3号までに規定する場合（次に掲げる場合を除く。）に限るものとする。
 - (ア) 法令等により契約の相手方が定められているとき。
 - (イ) あらかじめ基本となる事項を定めた基本契約に基づき個別契約を締結するとき。
 - (ウ) 法令等により価格が統一されているとき。
 - (エ) 価格が認可制であるため、あらかじめ最低の価格が把握できるとき。
- 2 前項第2号から第4号までに規定する事務については、1件当たりの設計金額及び予定価格に応じて、第一選定委員会及び第二選定委員会を設置し、それぞれ分担するものとする。
- 3 前項に規定する第一選定委員会及び第二選定委員会が分担する設計金額及び予定価格等の区分は、次のとおりとする。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会
設計金額（建設工事）	5,000万円以上	5,000万円未満
予定価格（建設コンサルタント業務等及び委託業務等）	2,000万円以上又は 特定調達契約案件	2,000万円未満 （特定調達契約案件除く）

- 4 第1項第1号に規定する事務については、第二選定委員会が所掌するものとする。

(構成等)

第3条 前条第2項に規定する第一選定委員会及び第二選定委員会は、それぞれ次の者をもって構成する。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会
委 員	管理者 局次長 財務担当部長 営業部長 業務管理担当部長 技術部長 設備担当部長 維持担当部長 施設担当部長	局次長 財務担当部長 営業部長 業務管理担当部長 技術部長 設備担当部長 維持担当部長 施設担当部長

- 2 委員長は、第一選定委員会にあっては管理者を、第二選定委員会にあっては財務担当部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、それぞれの会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、第一選定委員会にあっては財務担当部長が、第二選定委員会にあっては局次長がその職務を代理する。

(審議方法)

第4条 委員会の審議方法は、電子メール等情報通信機器による方法により各委員の表決を求める。ただし、次の各号に掲げる場合は会議によるものとする。

- (1) 当該案件の担当課長が特に必要と認める場合
- (2) 制度改善などにより公告内容の変更や事務手続きの変更がある場合
- (3) その他、委員長が必要と判断した場合

- 2 議決は、委員の過半数の参加を要件とする。

また、参加委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 次の各号に定めるところにより設定する競争入札参加条件においては、審議を省略することができる。

- (1) 次の案件で、あらかじめ委員会の承認を受けた「設定基準」どおりに入札参加条件を設定している場合

ア 最低制限価格制度を採用する建設工事

イ 第二選定委員会が所掌する建設コンサルタント業務等

- (2) 第2条第1項第2号のウに規定するもので、広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項のただし書きを適用しない場合（当該案件の担当課長が特に必要と認める場合を除く。）

(会議)

第5条 前条第1項各号による場合、委員長は委員を招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催できない。

(委員への説明)

第6条 委員会での検討に際して、その検討の対象となる案件（以下「当該案件」という。）の概要、入札参加条件の設定内容、入札参加資格の有無に関する説明は、原則として次に掲げる者が行うものとする。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会
説 明 者	当該案件の担当課長 （これに準ずる者を含む。）	当該案件の担当係長 （これに準ずる者を含む。）

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会資料の提出期限)

第8条 当該案件の担当課長（これに準ずる者を含む。）は、委員会での検討に当たり必要となる資料を、委員会開催日の5日（広島市の休日定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条に規定する市の休日の日数は、算入しない。）前までに、委員会の庶務を担当す

る課に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(委任規定)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

(広島市水道局指名業者選考委員会要領の廃止)

2 広島市水道局指名業者選考委員会要領（昭和53年9月29日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月28日から施行する

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

2 改正後の広島市水道局競争入札参加条件選定委員会設置要領の規定は、この要領の施行の

日以後に入札公告等を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等について適用し、同日前に入札公告等を行った建設工事及び建設コンサルタント業務等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。